省令第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額	三円十銭
省令第三十六条において準用する省令第三条に規定する後期高齢者支援算定率	○・○一○四三四
省令第三十七条第一号ロに規定する厚生労働大臣が定める率	一・○八八六一
省令第三十七条第二号ロに規定する厚生労働大臣が定める率	一・○九三○○
省令第三十八条に規定する加入者一人当たり負担見込額	七万六千三百六十九円
省令第三十八条の二に規定する総報酬割概算負担率	○・○二二九○九○六
省令第三十九条の二に規定する加入者一人当たり負担額	七万百八十七円
省令第三十九条の三に規定する総報酬割確定負担率	○・○二二四三六三五
省令第四十一条において準用する省令第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額	三円九十銭
省令第四十三条の三において準用する省令第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額	○円
省令附則第十条に規定する加入者一人当たり負担見込額	一円十五銭
省令附則第十一条において準用する省令第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額	三銭

○農林水産省告示第五百二十八号

独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（平成十五年農林水産省令第百三号）第一条の規定に基づき、令和八事業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第百二十六号）第十条第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額として農林水産大臣が定める金額を次のように定め、公布の日から施行する。

令和八年四月八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

農林水産大臣が定める金額　七百九十三億八千三百二十一万八千円

○国土交通省告示第五百三十四号

下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）第二十四条の二第二項の規定に基づき、昭和四十六年建設省告示第千七百五号の一部を次のように改正する。

令和八年四月八日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
1～5　（略）	1～5　（略）
6　令第二十四条の二第二項の規定により国土交通大臣が定める主要な管渠の範囲は、次に掲げるものを除き、別表に定める基準による。ただし、分流式の汚水に係る公共下水道については、当該公共下水道による汚水処理が個別に設置される浄化槽（浄化槽のうち、一の建築物から排出される汚水を処理するための浄化槽をいう。）により汚水を処理する場合に比較して経済的であることを要件とする。	6　令第二十四条の二第二項の規定により国土交通大臣が定める主要な管渠の範囲は、次に掲げるものを除き、別表に定める基準による。ただし、分流式の汚水に係る公共下水道については、当該公共下水道による汚水処理が個別に設置される浄化槽（浄化槽のうち、一の建築物から排出される汚水を処理するための浄化槽をいう。）により汚水を処理する場合に比較して経済的であることを要件とする。
一～十　（略）	一～十　（略）
十一　公共下水道管理者の間の連携又は二以上の公共下水道の一体的な管理による事業のうち別に定めるところにより実施されるものにより整備される公共下水道に係る主要な管渠は、別に定めることができるものとする。	（新設）
十二　（略）	十一　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和八年度の予算に係る補助金から適用する。令和七年度以前の予算に係る補助金の交付に関する事務については、なお従前の例による。

○防衛省告示第百九号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）第十二条の規定に基づき、昭和五十一年防衛施設庁告示第八号（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令第十二条の規定に基づき、防衛施設庁長官が指定する施設として指定した件）の一部を次のように改正したので、同令第十九条の規定により、告示する。

令和八年四月八日

防衛大臣　小泉進次郎